



平成 29 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 新晃工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 武田 昇三
(コード番号 6458 東証第1部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
管理本部長 青田 徳治
T E L (06)6367-1811
(03)5640-4159

株式付与 E S O P 信託導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といいます。)導入に伴う第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 処分期日 | 平成29年 8 月28日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 123,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,741円 |
| (4) 処分総額 | 214,143,000円 |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 E S O P 信託口) |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年 5 月25日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)に対して、中長期的な企業価値を高めることを目的として、E S O P 信託の導入を決議しております。(その概要につきましては、別途本日開示しております「株式付与 E S O P 信託導入に関するお知らせ(詳細決定)」をご参照ください。)

本自己株式処分は、E S O P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し行うものです。(処分予定先については上記 1. (5)をご参照ください。)

処分数量につきましては、E S O P 信託の株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付すると見込まれる株式数である123,000株としております。その希薄化の規模は平成29年 3 月31日現在の発行済株式総数27,212,263株に対し0.45%(小数点第 3 位を四捨五入、平成29年 3 月31日現在の総

議決権個数260,970個に対する割合0.47%)となります。

当社としては、E S O P信託が中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気を高めるものであり、また、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

【ご参考】信託契約の概要

| | |
|-------|--|
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 当社ならびに当社グループ従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| 信託契約日 | 平成29年8月25日 |
| 信託の期間 | 平成29年8月25日～平成34年8月31日（予定） |
| 制度開始日 | 平成29年9月1日 |
| 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、E S O P信託の導入を目的としています。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（平成29年7月18日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,741円としております。

取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成29年6月19日から平成29年7月18日まで）の終値の平均値である1,801円（円未満切捨て）に96.67%（乖離率▲3.33%）を乗じた額であり、同直前3か月間（平成29年4月19日から平成29年7月18日まで）の終値の平均値である1,780円（円未満切捨て）に97.81%（乖離率2.19%）を乗じた額であり、同直前6か月間（平成29年1月19日から平成29年7月18日まで）の終値の平均値である1,643円（円未満切捨て）に105.96%（乖離率5.96%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上